

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 1</p>	<p>古物営業法の一部を改正する法律案 について</p>	<p>平成30年2月22日</p> <p>生活安全企画課</p>
-------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

**1 法改正の経緯**

近年、古物営業については、営業所等の全国展開が進むなどの営業形態の変化に伴い、内閣府の規制改革ホットラインに対して規制緩和に関する提案がなされるなど、事業者負担の軽減等の見直しを行う要請が高まっていること等から、昨年、警察庁において有識者会議を開催し、その報告書の内容を踏まえ、所要の改正を行うもの。

**2 改正案の概要**

(1) 許可単位の見直し

ア 古物商等は、主たる営業所等の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受ければ、他の公安委員会の管轄区域に営業所等を設ける場合には届出で足りることとする。

イ 許可申請事項の変更について、古物商等は営業所等の所在地を管轄する公安委員会を経由して届出を行うことができることとする。

ウ 主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会は、古物商等の全国における営業に対して許可の取消し、営業停止、指示といった行政処分を行うことができることとする。

エ 古物商等の許可をした場合、変更の届出を受けた場合、行政処分をした場合等は、公安委員会は国家公安委員会に報告しなければならないこととし、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

(2) 営業制限の見直し

ア 古物商は、仮設店舗において古物営業を営む場合において、あらかじめ、その日時及び場所を、その場所を管轄する公安委員会に届け出たときは、古物商以外の者から古物を受け取ることができることとする。

イ 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の仮設店舗に立ち入ることができることとする。

(3) 簡易取消しの新設

公安委員会は、古物商等の所在を確知できないなどの場合には、その事実を公告し、その公告の日から30日を経過しても申出がない場合には、その許可を取り消すことができることとする。

(4) 欠格事由の追加

暴力団員やその関係者、窃盗罪で罰金刑を受けた者を排除するため、許可の欠格事由を追加することとする。

**3 今後の予定**

平成30年3月2日（金） 閣議決定

<p>公安委員会 説明資料No. <b>2</b></p>	<p>平成29年度サイバーセキュリティ コンテストの開催結果について</p>	<p>平成30年2月22日 総務課(サイバー)</p>
<p><b>1 目的</b> 各都道府県警察が参加する競技形式の実践的演習を実施することにより、警察組織を挙げてサイバー空間の脅威への対処に係る人的基盤の強化を図るもの。</p> <p><b>2 開催日時</b> 平成30年2月21日（水）午後2時から午後5時までの間</p> <p><b>3 開催場所</b> 合同庁舎2号館16階 警察庁第1会議室</p> <p><b>4 出場県</b> 山形、福島、警視庁、群馬、埼玉、千葉、長野、石川、福井、三重、滋賀、大阪、鳥取、高知、佐賀、長崎 ※ 平成29年11月に管区単位で実施した予選の上位県（16都府県）</p> <p><b>5 実施方法</b> 警察庁に整備した情報技術解析部門の訓練用資機材（ネットワーク接続型訓練環境）を使用して実施</p> <p>(1) 設問数 サイバー犯罪事案の想定シナリオに基づく10問</p> <p>(2) 参加者 出場県が選定した1チーム3名</p> <p>(3) 採点 設問の正答数及び各設問開始から解答までの所要時間により加点</p> <p><b>6 開催結果</b> 優 勝 警視庁 第2位 大阪府警察 第3位 千葉県警察</p>		

- 1 犯罪収益移転防止法の改正（年次報告書第2章（21頁、22頁））  
犯罪収益の前提犯罪の拡大に伴い、疑わしい取引に関する情報の提供先に国税庁等の職員を追加
- 2 特定事業者等に向けた取組等（年次報告書第3章（31頁～36頁））
  - 金融機関等を対象に「疑わしい取引の届出」研修会を全国12箇所で開催
  - 「犯罪収益移転危険度調査書」をウェブサイト等で公表
  - 特定事業者に対する報告徴収7件、特定事業者の所管行政庁に対する意見陳述7件を実施

3 疑わしい取引の届出とその活用状況（年次報告書第4章（38頁～46頁））

- 疑わしい取引の届出受理・提供件数（提供件数は過去最多）

区分\年別	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
受理件数	235,260	272,325	294,305	337,341	364,366	349,361	377,513	399,508	401,091	400,043
提供件数	146,330	189,749	208,650	234,836	281,475	296,501	348,778	435,055	443,705	446,085

※ 提供件数には、現に捜査中等の理由で提供を保留していた情報を再評価の上改めて提供した件数を含む。

- 疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数（過去最多）

区分\年別	平成25	26	27	28	29
端緒事件数	962	1,001	1,096	1,091	1,097

- 捜査に活用された疑わしい取引に関する情報数（過去最多）

区分\年別	平成25	26	27	28	29
情報数	193,844	243,476	265,346	284,914	429,200

4 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況（年次報告書第5章（47頁～56頁））

区分\年別	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
検挙事件数	185	236	214	251	249	282	300	389	388	361

※ 数値は、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の各検挙事件数を加えたもの。

5 外国FIUとの情報交換（年次報告書第6章（63頁～65頁））

外国FIUとの間で384件の情報交換を実施、新たに7か国と情報交換枠組みを設定（29年末現在、合計101の国・地域との間で設定）

なお、今後、疑わしい取引に関する情報の積極的かつ効果的な活用に向けた取組を推進するとともに、FATF第4次対日相互審査（31年）に向けた統計データの収集・整理等を進めていく。